

令和5年11月29日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

令和5年12月14日（木）午後1時00分開議

第1 議案第22号の上程説明並びに
質疑後委員会付託

第2 特別委員会中間報告の件

第3 議案並びに請願・陳情の総括審議

第4 所管事務調査のための委員派遣の件

茂原市議会定例会会議録（第5号）

令和5年12月14日（木）午後1時00分 開議

○議長（金坂道人君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は18名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（金坂道人君） ここで報告します。

本日、市長から、今定例会に提出するための追加議案の送付があり、これを受理し、お手元に配付しました。

次に、去る9月定例会から継続審査となっております案件、並びに今定例会において審査を付託した案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（金坂道人君） 本日の議事日程は、議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付のとおり、まず追加議案の上程説明並びに質疑後委員会付託を行うことといたします。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案第22号の上程説明並びに質疑後委員会付託

○議長（金坂道人君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案第22号の上程説明並びに質疑後委員会付託」を議題とします。

議案第22号を上程します。

市長から提案理由の説明を求めます。市長 田中豊彦君。

（市長 田中豊彦君登壇）

○市長（田中豊彦君） 議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、誠に御苦労さまでございます。

本定例会に追加で御提案申し上げます案件1件について御説明をさせていただきます。

議案第22号「訴えの提起について」は、令和5年12月5日に千葉地方裁判所において言い渡された固定資産評価審査決定取消事件の判決について控訴するため、地方自治法の規定に基づ

き、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上が、追加提案申し上げる案件の概要でございます。詳細につきましては、担当部長から説明させますので、よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（金坂道人君） 企画財政部長 佐久間尉介君。

（企画財政部長 佐久間尉介君登壇）

○企画財政部長（佐久間尉介君） 企画財政部所管にかかわります議案第22号「訴えの提起について」御説明申し上げます。

本案は、令和4年9月12日に被控訴人からの固定資産評価審査申出に対し棄却をした茂原市固定資産評価審査委員会の決定を取り消す訴訟が提起されましたが、令和5年12月5日に千葉地方裁判所において、当該地の評価額算定に一部誤りがあるとの1審判決が言い渡されたことから、その取消しを求めるため東京高等裁判所に控訴しようとするものでございます。

以上、企画財政部所管に係ります議案1件につきまして、御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金坂道人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

ここで、しばらく休憩します。

午後1時04分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後1時20分 開議

○議長（金坂道人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

議案第22号「訴えの提起について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第22号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管委員会にその審査を付託します。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

ここで、しばらく休憩します。

午後1時20分 休憩

☆ ☆

午後 3 時 30 分 開議

○議長（金坂道人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

先ほど審査を付託しました案件について、所管委員会から審査結果の報告がありましたので、お手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

☆ ☆

特別委員会中間報告の件

○議長（金坂道人君） 議事日程第 2 「特別委員会中間報告の件」を議題とします。

茂原駅周辺活性化特別委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（茂原駅周辺活性化特別委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○茂原駅周辺活性化特別委員会委員長（鈴木敏文君） 茂原駅周辺活性化特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、11月29日に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、茂原駅前通り地区土地区画整理事業の進捗状況について及び都市計画道路桑原八千代線の進捗状況についての報告を受けましたので、その内容について申し上げます。

まず、茂原駅前通り地区土地区画整理事業の進捗状況についてですが、令和 5 年度は、2 か所の建物、構造物等の移転を実施。執行見込額は、建物等調査 3 件、移転補償 2 件、工事費と令和 4 年度の繰越を併せて合計 6823 万円で、年度末の累計執行額は 73 億 214 万円となり、進捗率 46% となる見込みである。また、令和 5 年度末の建物移転補償数については、事業計画上の全数 267 棟のうち 118 棟で、補償率は 44% となる見込みである。

今後の整備方針としては、高師町下井戸線は、令和 7 年度に同路線の建物移転を完了させ、埋設管の管理者や警察等と協議を進め、早期に区域内の南北の主要道路を整備、開通することで、区域内外の来客者や通行者を増やし、土地利用の活性化に繋がりたいとのことであります。

これに対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「まちづくり推進協議会において地権者の方々とどのような話をされているのか、また、おりひめ線沿いの商店街の活性化について、どのように考えているのか」との質疑に対し、「当協議会において、コロナ前までは共同化住宅等で進めていくことを検討していたが、コロナによる社会情勢の変化に伴い、新たな方策を検討していく方向で意見統一されている。また、

商店街の活性化については、商店街の各商店がいかに魅力的な店舗づくりを継続していけるか、また、これらの商店をいかに多くの方が利用するかが重要であり、市として新たな計画の策定については、現在のところ想定していない」との答弁がありました。

次に、「区画整理事業の進捗に伴い、映画やドラマのロケーション資源がなくなってしまう恐れがあるが、どのように考えているのか」との質疑に対し、「ロケで頻繁に利用されている建築物等は、区画整理の整備区域外となっているため問題はない」との答弁がありました。

また、委員より「当地区を中心市街地として位置付けていくのであれば、商工会議所や商店街と協議をし、積極的に関与して計画を作っていくべき」との意見や、「当地区に対する商店街の活性化という概念は捨て、住宅地として活用すべき」との意見がありました。

次に、都市計画道路桑原八千代線の進捗状況についてですが、事業区間は、JR茂原駅北側の県道茂原長生線富士見橋付近から都市計画道路大芝鷺巣線までの総延長1093メートル、幅員16メートルで計画し、北から桑原地区、継続地区、野巻戸地区の3区間に分けて事業を実施している。執行状況については、令和5年10月末時点で、全体1093メートルのうち490メートルが供用済み、進捗率は44.8%。用地については、全体で1万5334.57平方メートルのうち、取得済みは1万1147.33平方メートル、進捗率は72.7%である。

建物等の補償については、全体62件のうち51件が実施済みで、進捗率は82.3%。事業費ベースで、全体事業費55億円のうち令和5年10月末で34億9935万8000円が執行済み、進捗率は63.6%である。

桑原地区においては、令和6年度、7年度で、引き続き用地取得及び補償を進めていく。また、県道茂原長生線との交差点部分に右折レーンを設ける必要が生じたため、令和6年度において、事業認可の変更手続きが必要となったことから、一部用地取得予定に変更が生じた。

継続地区においては、昨年度に用地取得ができた箇所、都市下水路部及び道路両側の土留工事を実施。今後の予定としては、引き続き残りの道路改良工事に取り組み、早期完成を目指している。

野巻戸地区においては、令和6年度に事業認可変更手続きを進め、事業期間の延伸を行っていく。その後、測量及び設計を実施し、千葉県及び県警と国道128号交差点接続部の協議を進めていくとのことでありました。

これに対し質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「継続地区における旧イオン立体駐車場脇の道路について、令和6年度に完成するか」との質疑に対し、「継続地区の完成目標については、予算がつき次第、工事に取り組み、

令和6年度の完成を目指している」との答弁がありました。

次に、「県道茂原長生線と、桑原八千代線との接続部分における段差解消工事について、地元説明を含めた現在の進捗は」との質疑に対し、「桑原地区の段差が大きい箇所については、段差がないような形で縦断計画の見直しを行った。また、地元説明については、工事実施の際に説明があればよいということになっている」との答弁がありました。

これらを踏まえ、本委員会としては、引き続き茂原駅周辺地域の現状並びに課題の把握に努め、事業の進捗状況を注視するとともに、関係部局との連携を保ち、関連事業の推進に向けて協議・検討していくことといたしました。

以上で中間報告を終わります。

○議長（金坂道人君） 以上で、特別委員会の中間報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに請願・陳情の総括審議

○議長（金坂道人君） 次に、議事日程第2「議案並びに請願・陳情の総括審議」を議題とします。

まず、9月定例会から継続審査になっております案件、並びに今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、決算審査特別委員会委員長 小久保ともこ君から報告を求めます。

（決算審査特別委員会委員長 小久保ともこ君登壇）

○決算審査特別委員会委員長（小久保ともこ君） 決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

9月定例会に上程されました認定案第1号「令和4年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」は、9月15日の本会議において、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とされたところであります。

本委員会は、審査日程を10月3日から5日までの3日間とし、慎重に審査をいたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、審査経過であります。10月3日、全員協議会室において委員会を開会し、市長に対する総括質疑と、企画財政部長から決算概要の説明を求めるとともに、引き続き令和4年度に実施された諸事業の中から、「放課後児童健全育成事業東部第2学童クラブ新築工事」及び「新型コロナウイルス感染症対策事業市民体育館大体育室空調設備設置工事」の現地視察を行い、執行状況とその成果について確認した次第であります。

10月4日及び5日は、全員協議会室において委員会を開会し、現地視察及び監査委員の決算

審査意見書等を踏まえ、決算書細部について審査を行いました。

本市の令和4年度一般会計決算概要であります。歳入総額は342億6592万8000円、歳出総額は334億1582万6000円、歳入歳出差引額は8億5010万2000円であり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は8億1547万3000円の黒字決算となりました。

次に、歳入歳出の主なものについて申し上げます。

まず、歳入ですが、普通交付税の増等による地方交付税の増等があったものの、固定資産税にかかる滞納繰越分の減等による市税の減や子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金の減等による国庫支出金の減、臨時財政対策債の減等による市債の減等により、前年度に比べまして25億396万円余、6.8%の減となりました。

次に、歳出ですが、総務費では、災害非常用対策事業の減等により11億8124万円余、27.8%の減に、民生費では、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の減等により9億4051万円余、6.5%の減に、衛生費では、長生郡市広域市町村圏組合清掃事業負担金や新型コロナウイルスワクチン接種事業の増等により3億7352万円余、11.3%の増に、農林水産業費では、肥料等物価高騰に伴う農業者支援事業の皆増や用排水施設維持管理費の増等により4859万円余、8.5%の増に、商工費では、企業立地促進事業や中小企業資金融資事業の減等により9882万円余、13.3%の減に、土木費では、茂原駅前通り地区土地区画整理事業や交通安全施設整備事業の減等があったものの、内水対策関連事業の増等により3億1984万円余、9.9%の増に、教育費では、子どものための教育・保育給付事業の増等があったものの、小学校施設整備事業の皆減、小学校及び中学校管理補修費の減等により4億2359万円余、12.7%の減となりました。これらの結果、歳出全体では、前年度に比べまして19億9994万円余、5.6%の減となりました。

審査においては、令和4年度の施政方針で掲げた施策が計画どおり実施され、市民福祉の向上、生活環境の整備が図られたか。また、最小の経費で最大の効果を上げ、可能な限りの財源確保と行財政改革の推進が図られたか。市民要望に対し耳を傾け、その実現に努めたか。事務事業の適正な選択に努めたか等々の観点から審査した結果、各委員から多くの質疑、意見、要望がありました。

まずは、開会日冒頭の市長に対する総括質疑の主なものを申し上げます。

まず、「内水対策に対する評価について、ソフト面、ハード面それぞれどのように考えているか。また、その対策が台風第13号による大雨に対して被害の軽減に繋がったと考えているか」との質疑に対し、「ソフト面は、雨水貯留槽や雨水浸透柵の設置に対する補助金交付、土のうの配布、既存ため池や田んぼダム等による貯留対策に取り組んだ。ハード面は、排水機場

や排水ポンプ、樋管等の整備を進めた。これにより、一定の被害軽減が図られ、浸水区域や住家等被害は減少したと考えている」との答弁がありました。

次に、「経常収支比率が95.6%と高いが、今後の財政の見通しはどのように考えているか」との質疑に対し、「市税等収入の大幅な伸びが見込まれないなか、内水対策関連事業などの水害対策を進めていかなければならず、また、長生郡市広域市町村圏組合の建設事業による負担金も増加することが見込まれているが、子育て支援対策も重要事業と捉えており、限られた財源で優先度を見極めて実施していく」との答弁がありました。

次に、「物価高騰等の影響があったなか、市民サービスを落とさないよう配慮したことは何か」との質疑に対し、「交通機関、医療機関、障害福祉や介護サービス施設、保育施設などの経費の負担軽減を図るため、各種支援事業を実施した」との答弁がありました。

次に、「市の財政状況が非常に厳しいなか、状況を打破するためにどのような施策が必要と考えるか」との質疑に対し、「工業等の誘致に関し、空き公共施設や遊休工場跡地への企業誘致を県等と連携し推進していく」との答弁がありました。

次に、「財政状況が厳しいなか、中長期の財政計画を策定し、市民の理解と協力を得るために公表していくことが必要と考えるが、市長の考えは」との質疑に対し、「物価高騰など予測できない事態が続いているなか、まずは、短期的な対応から進めていく」との答弁がありました。

次に、「今回の水害を受け、財政が厳しいなか今後どのようにして移住定住者を確保し、人口増を図っていくのか」との質疑に対し、「水害によって市のイメージダウンは避けられないと考える。イメージ回復は並大抵のことではないが、引き続き国県へ財政措置や被災者支援、復旧復興支援、浸水対策を要請するとともに市の内水対策にも取り組んでいく」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの意見、要望、指摘がなされたところではありますが、結果として、令和4年度一般会計決算は、委員長を除く出席委員7名のうち、賛成する者6名、反対する者1名で、賛成多数により認定することと決定いたしました。

賛成者から本案を賛成するに当たり、附帯意見がありましたので申し上げます。

物価高騰による厳しい財政状況のなか、歳入確保になお一層の工夫を重ねるとともに、限られた予算の中で行財政改革を着実に実行しながら一つでも多くの市民サービスの提供に努められたい。

というものであります。

次に、反対者の意見について申し上げます。

「令和4年度においては子ども医療費助成事業の拡充がなされていないこと、歩道整備に関する市民要望に十分に答えられていないこと、市職員における非正規職員が増加傾向にあること、市民合意が得られていない学校再編に関する決算が計上されていることから本決算には反対である」。

というものであります。

次に、今後の予算執行に当たり、留意する事項として、各委員から市当局に対し、多くの意見、要望がありましたので、その主なものを申し上げます。

1. ふるさと納税は企画力と情報収集力をもって、返礼品の拡充や寄付金の増額に取り組まれない。

1. 災害時は地域住民の連携が不可欠であることから、自主防災組織の組織率を向上されたい。

1. 簡易電子申請システムによる電子申請は市民の利便性の向上につながることから、対象事業を拡充されたい。

1. 病児・病後児保育事業は児童の保護者に対し更なる周知を図るとともに、市内への施設の設置を検討されたい。

1. 市の花コスモスを活用した施策を全庁的に取り組むことで、市のイメージアップを図られたい。

1. 大雨により被災した中小企業に対する金融支援などの支援策を検討されたい。

1. 通学路の整備は子どもたちの命にかかわる問題であることから、早急に安全が確保されるよう対策を講じられたい。

1. 市が管理する調整池の容量確保のため、引き続き適切な管理に努められたい。

1. 地域公共交通事業は市民からの意見を精査し、少しでも要望に応えられるよう計画の見直しを検討されたい。

1. 図書館の移転にあわせて策定する基本計画は、DXの推進を盛り込むなど魅力アップや貸し出し数の増加につながる計画とされたい。

1. 地域未来塾に通う生徒たちが志望校に進学できるよう、引き続き力を入れて事業に取り組まれたい。

1. 学校教育現場においてデジタル化に対応した端末の整備と電子黒板未配置校の解消に取り組まれたい。

1. 郷土芸能は地元の保存団体や専門家の意見・要望を聞きながら、保存・伝承に努めるとともに、活動費補助金の増額を検討されたい。

1. 就学援助費補助金の支給時期の前倒しを検討されたい。

以上が、決算審査特別委員会の報告であります。本会議におきましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（金坂道人君） 次に、総務委員会委員長 杉浦康一君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 杉浦康一君登壇）

○総務委員会委員長（杉浦康一君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会に付託されました報告3件、議案7件について、12月8日並びに本日、関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

はじめに、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、令和5年度茂原市一般会計補正予算（第4号）を専決処分したことについて承認を求めるものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「災害廃棄物仮置場管理委託料と土壌調査委託料の内容は」との質疑に対し、「災害廃棄物仮置場管理委託料については、作業員などの人件費や重機管理、搬入時の交通誘導を含めた管理を一括で委託するものである。土壌調査委託料については、仮置場として使用している長生の森公園多目的広場を、千葉県へ返還する際に土質調査を行い、安全性を確認するものである」との答弁がありました。

次に、「災害見舞金支給事業の対象者数の見込みと事業内容は」との質疑に対し、「対象者数は1600世帯を見込んでおり、内訳は、単身世帯600件、一般世帯1000件である。事業内容は、茂原市災害見舞金支給要綱により、単身世帯2万円、一般世帯3万円の支給となる」との答弁がありました。

次に、「住宅応急修理業務委託料の内容は」との質疑に対し、「半壊及び準半壊という基準に基づき修理を実施した方を対象にしており、準半壊は34万3000円を限度に、半壊以上は70万6000円を限度に修理費用の一部を修理業者に支払うものである」との答弁がありました。

次に、「今回の災害の総事業費と財源内訳は」との質疑に対し、「現在のところ、総事業費は13億3417万1000円である。財源内訳は、国庫支出金が1億2677万円、県支出金が6億2218万2000円、市債が2億8170万円、一般財源が3億351万9000円であり、そのうち2億7173万1000

円が財政調整基金繰入額となる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第1号については、全員異議なく承認することと決定しました。

次に、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、固定資産評価審査決定取消請求事件に係る控訴について、議会を招集する時間的余裕がないことから、訴えの提起について専決処分をしたものであり、採決の結果、報告第3号については、全員異議なく承認することと決定しました。

次に、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、茂原市議会議員の新たな欠員が生じたことによる市議会議員補欠選挙の執行のため、予算措置の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和5年度茂原市一般会計補正予算（第5号）について専決処分をしたものであり、採決の結果、報告第4号については、全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第1号「令和5年度茂原市一般会計補正予算（第6号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億955万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ354億3997万4000円にしようとするものであります。

審査の過程において、繰越明許費について「5647万4000円については、9月22日に専決処分した補正予算に計上されている、公園災害復旧事業の工事請負費の発注金額ではなく、国からの補助金を繰り越したものとすることだが、早期に復旧させるため専決処分をしたにもかかわらず、未だ入札を執行していない理由は」との質疑に対し、「国の災害査定を受けた後に発注することとなっているため未執行である。なお、災害査定は、12月13日及び14日に実施予定である」との答弁があり、採決の結果、議案第1号については、全員異議なく可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第9号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第10号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

これら3件の議案は、一般職職員の給与改定に準じて、議会議員、市長・副市長及び教育長の期末手当支給割合を0.1ヶ月分引き上げようとするものであります。これに対し、委員より「物価高騰により市民生活が大変な状況のなかで、市民感情に鑑みると、これら3件の議案には反対である」との意見があり、採決の結果、議案第8号、議案第9号及び議案第10号につい

ては、いずれも賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第11号「茂原市職員の給与に関する条例及び茂原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、一般職職員及び特定任期付職員の給与等について、千葉県人事委員会勧告に基づく、千葉県職員の給与改定の実施状況に鑑み改正するものであります。これに対し、委員より「職員の生活給を引き上げることにより、地域経済にも還元できることから、本案には賛成である」との意見があり、採決の結果、議案第11号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第12号「茂原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、会計年度任用職員の給料表について、一般職職員の給与改定に準じて改正し、また、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるよう改正するものであります。これに対し、委員より「議案第11号と同様の理由により、本案についても賛成である」との意見があり、採決の結果、議案第12号については、全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第22号「訴えの提起について」申し上げます。

審査の過程において、「今回の訴訟の争点は」との質疑に対し、「本件土地の評価額の算定基準となる街路が、両側歩道であるとしたものに対し、原告は片側歩道であると主張したものが認められたものである。引き続き、道路構造令に基づく本市の基準の正当性を主張してまいります」との答弁があり、採決の結果、議案第22号については、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（金坂道人君） 次に、教育福祉委員会委員長 石毛隆夫君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 石毛隆夫君登壇）

○教育福祉委員会委員長（石毛隆夫君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る9月定例会において付託され、継続審査となっておりました認定案3件及び今定例会において付託されました議案7件について、11月2日及び12月8日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、9月定例会において付託されました認定案3件について報告いたします。

はじめに、認定案第2号「令和4年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額97億6070万5469円に対し、歳出総額97億3030万1663円で、歳入歳出差引額3040万3806円の黒字決算であります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「財政調整基金繰入金について、予算現額と収入済額に大きな開きが生じているが、その要因は」との質疑に対し、「令和3年中における新型コロナウイルス感染症対策に係る各種給付金の影響により、国民健康保険税の所得割額が、当初の見込みよりも多くなり、歳入が増加したことで財政調整基金の取り崩し額が減少したものとする」との答弁がありました。

次に、「出産育児諸費の支出済額が、予算現額と比較し少額となっているが、その要因は」との質疑に対し、「出産育児諸費については、担当課と連携を図り、出産予定者数を見込み、さらに海外出産や転入者を考慮して予算計上したが、出産件数が見込みを下回ったため、不用額が発生した」との答弁がありました。

次に、「特定健康診査の受診率が、目標値と比べ低率となっているが、受診率の向上に向けて、来年度以降どのように取り組んでいくのか」との質疑に対し、「受診率向上に向け、試行錯誤をしながら取り組んできたが、コロナ以前は順調に受診率が伸びていたこともあり、今までの取り組みをより一層精査し、今後も受診率の向上に向け取り組んでいく」との答弁がありました。

また、委員より「特定健康診査は、市民の健康維持・促進につながるため、希望者には複数回受診できるような取り組みや、市民一人一人が健診結果を有効に使えるよう情報提供を行う等、積極的な取り組みを検討していただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第2号については、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第5号「令和4年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額84億920万1020円に対し、歳出総額79億6912万8631円で、歳入歳出差引額4億4007万2389円の黒字決算であります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「地域包括支援センター委託事業における委託料について、みなみ包括支援センターが354万6000円増となっているが、その要因は」との質疑に対し、「みなみ包括支援センター

の委託に係る長期継続契約が満了を迎え、新たに契約を締結したこと。また、主任介護支援専門員を新たに配置したことが要因である」との答弁がありました。

次に、「決算額の歳入歳出差引額が4億4000万円と高額になった要因は」との質疑に対し、「保険給付費の支出は概ね増加傾向にあるが、通所介護を利用されていた方が訪問介護を利用する等、通所系サービスの利用の控えたことにより、当初の見込みほど伸びてこなかったことが要因である」との答弁がありました。

また、委員より「介護認定に係る訪問調査について、今後調査件数の増加が見込まれるため、十分に対応できるようお願いしたい」との意見や「介護保険料における市民の負担を少しでも抑えるため、今後も適正な基金の運用をお願いしたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第5号については、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第6号「令和4年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額14億2029万1150円に対し、歳出総額14億312万3451円で、歳入歳出差引額1716万7699円の黒字決算であります。

審査の過程において、「整骨院における治療は保険適用の対象となるのか。また、保険適用の可否について、調査等を行っているのか」との質疑に対し、「整骨院においては、外傷性が明らかな場合等であれば保険適用の対象となるが、日常生活からくる肩こりや、筋肉疲労等に対するものは対象とならない。また、医療費の適正化の一環で、随時、療養費支給申請書の点検を実施しており、本人への確認や支給申請書の返戻を行っている」との答弁があり、採決の結果、認定案第6号については、全員異議なく認定することと決定しました。

続いて、今定例会において付託されました議案について報告いたします。

はじめに、議案第3号「令和5年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9929万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9331万9000円にしようとするものであり、採決の結果、議案第3号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第7号「茂原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「電子証明書を搭載したスマートフォンの活用により、コンビニエンスストア等で印

鑑登録証明書が取得可能となるとのことだが、印鑑登録証明書の取得の他、どのようなサービスが利用できるのか」との質疑に対し、「マイナポータルを通じて転出・転入ワンストップサービスや一部オンラインでの行政申請サービスなどが利用できる。今後は、様々な行政サービスにおいて活用が進んでいくものと考えている」との答弁がありました。

次に、「コンビニエンスストア以外でも利用可能なのか」との質疑に対し、「マルチコピー機を設置している店舗であれば利用可能である」との答弁がありました。

また、委員より「スマートフォンを活用した印鑑登録証明書の取得状況について、統計をとっていただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第13号「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「出産被保険者について、世帯主からの届出がなければ、保険税は減額されないのか」との質疑に対し、「基本的には世帯主の届出が必要となるが、事情により届出が困難な方で、市が届出事項を確認できる場合については、職権により対応できるよう検討している」との答弁があり、採決の結果、議案第13号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第15号「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「中央公民館の廃止に伴い、当公民館を利用していた自主グループや各種団体の活動場所は、今後どうなるのか」との質疑に対し、「東部台文化会館や各公民館、及び福祉センター等にて、引き続き活動ができるよう対応している」との答弁がありました。

次に、「現在使用料の減免を受けている団体は、移転先の施設において、同じく減免は受けられるのか」との質疑に対し、「移転先の施設においても減免が受けられるよう、担当部局と協議をしている」との答弁がありました。

また、委員より「公民館の利用希望日が重複し、公民館を利用したくとも利用できない市民のために、空き公共施設の活用を含め、代替手段を検討していただきたい」との意見や、「茂原市立図書館のアスモへの移転と併せて、利用者の利便性向上を考慮し、アスモ内にある文化教室の活用について、積極的に検討していただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第15号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第16号「茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について」並びに議案第17号「茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。これら2件の議案は、関連がありますので一括で審査を行いました。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「市民体育館大体育室、及び東部台文化会館体育センターそれぞれの使用料について、年間を通した継続利用が減免の対象となるのか」との質疑に対し、「両施設ともに、継続利用を理由とした減免はない」との答弁がありました。

次に、「冷暖房設備を使用しない季節においても、一律に改正後の使用料となるのか」との質疑に対し、「両施設ともに、料金形態についてはいろいろ検討を行ったが、利用者の健康確保及び感染症対策を目的に設置したものであること等の理由から、冷暖房使用料を含んだ年間一律の使用料とした」との答弁がありました。

また、委員より「体育館等の公共施設は、市民の文化的な生活の向上に資するものであり、使用料の改定にあたっては、利用者の負担増とならないよう考慮していただきたい」との意見や、「年間を通した継続利用者に対し、使用料の減免等について検討していただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第16号並びに議案第17号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第21号「指定管理者の指定について」申し上げます。

本案は、茂原市立図書館の指定管理者の指定期間が、令和6年3月31日をもって終了することから、指定管理者選定委員会において選定基準に基づき審査した結果、株式会社図書館流通センターを選定し、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、茂原市立図書館の指定管理者として指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであり、採決の結果、議案第21号については、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（金坂道人君）　ここで、しばらく休憩します。

午後 4 時 17 分 休憩

☆ ☆

午後 4 時 30 分 開議

○議長（金坂道人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、建設経済委員会委員長 小久保ともこ君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 小久保ともこ君登壇）

○建設経済委員会委員長（小久保ともこ君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る 9 月定例会において付託され、継続審査となっておりました認定案 3 件、請願 1 件並びに今定例会において付託されました報告 1 件、議案 6 件並びに陳情 2 件について、10 月 26 日並びに 12 月 8 日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、継続審査となっておりました認定案 3 件、請願 1 件について報告いたします。

最初に、認定案第 3 号「令和 4 年度茂原市特別会計農業集落排水事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額 6 億 3672 万 5054 円に対し、歳出総額 6 億 501 万 6025 円で、歳入歳出差引額 3170 万 9029 円、また、翌年度へ繰り越すべき財源が 967 万円であることから、実質収支額 2203 万 9000 円の黒字決算であります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「公営企業会計移行に向けた課題はあるのか」との質疑に対し、「移行に向けた課題としては、新しく公営企業会計システムを導入するため、操作方法及び公営企業会計の専門知識を習得し、移行に備えなければならないと考える。また、個別の口座を開設し、そこから支払いを行うこととなるため、より慎重な口座管理が求められる」との答弁がありました。

次に、「世帯数が減っていく中で、この使用料を維持していく必要があると思うが、加入へのアプローチは、どのようなことをされているのか」との質疑に対し、「啓発については、広報での掲載や、実際建物を建てる際の相談時に、農業集落排水区域であれば、接続の案内をしている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第 3 号は、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第 4 号「令和 4 年度茂原市特別会計駐車場事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額4495万2724円に対し、歳出総額4145万546円で、歳入歳出差引額350万2178円の黒字決算であります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「売上げの78%が市への納付金で、残りの22%が必要経費であるとのことだが、その必要経費チェックはしているのか」との質疑に対し、「事業者選定にあたりプロポーザル方式を採用しており、事業者からの提案の際に、必要経費について説明を受け、審査を行った」との答弁がありました。

次に、「土地借上料については、令和3年度と変わらないとのことだが、値下げ交渉はしているのか」との質疑に対し、「土地借上料について交渉した結果、値下げを記載した契約を結んでおり、令和6年1月から令和8年12月までの間については、360万円下がり、年間2100万円となる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第4号は、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第7号「令和4年度茂原市下水道事業会計決算認定について」申し上げます。

収益的収支の決算額について、収益的収入は13億8269万6544円、収益的支出は12億8722万7279円であります。

資本的収支の決算額について、資本的収入は9億6095万3433円、資本的支出は13億3178万2755円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億7082万9322円については、損益勘定留保資金等で補填したものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「令和3年度と比べて水洗化の人口は増え、有収水量については減っているようだが、どのようなことが原因として考えられるのか」との質疑に対し、「近年の傾向として、家庭での節水機器の普及が挙げられる。このことが、単純に人口が増えても、有収水量に比例しないものとする」との答弁がありました。

次に、「損益計算書の管渠費には、約1160万円しか計上されていなく、あまりにも少ないのはなぜか」との質疑に対し、「損益計算書に載ってくるものは、収益的収入及び支出の予算のものであり、ストックマネジメント計画事業などの建設改良費については、資本的収入及び支出の予算になるため、損益計算書には載ってこない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第7号は、全員異議なく認定することと決定

しました。

次に、請願第3号「市道3級2112号線拡幅工事に関する請願」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「当該路線については、市全体事業での優先順位を考えると、決して実施しないというわけではなく、当分の間、休止とし、中断せざるを得ないものとのことだが、本市の道路行政の中で、一番にやらなければいけないことというのは、何か」との質疑に対し、「現時点においては、台風13号により、道路・水路が多数被災したため、災害対応を最優先で取り組んでいる。また同時に、令和元年の水害被害の軽減に向け各種取り組んでいる内水対策関連事業、通学路の危険箇所の安全対策を優先順位の高い事業と考えている」との答弁がありました。

また、全委員より「災害対応、水害対策、通学路の安全対策など優先して取り組むべき事業があることから、優先事業を考慮したうえで、この要望箇所について取り組んでいただきたい」との附帯意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、請願第3号は、全員異議なく採択することと決定しました。

次に、今定例会において付託されました報告1件、議案6件、陳情2件について報告いたします。

最初に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本案は、下水道事業収益に1億1339万円、下水道事業費用に1億9638万2000円、資本的支出に262万5000円をそれぞれ追加するものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「川中島下水処理場については、周囲を1トン土のうで囲い、水害に備えていたと思うが、今回浸水した主な原因は」との質疑に対し、「処理場については、雨水ポンプの能力増強を図っていたが、今回、市街地の合流区域において河川からの越水及び大型土のう欠落箇所からの外水が処理場に流入してきた。また、雨水の放流先である阿久川の水位が上昇したことにより、下水処理場内の雨水が排水しきれなかったため浸水した」との答弁がありました。

次に、「今回の水害を受けて、下水処理についてどのように対応したのか」との質疑に対し、「通常の処理工程を行うことができなかったため、簡易的な処理を行い対応した」との答弁がありました。

また、委員より「河川の水が、輪中堤の隙間から流入していたとのことだが、いつ大雨が降るか分からないので、隙間を埋めて、これからの災害対応にあたっていただきたい」との意見

がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第2号は、全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第2号「令和5年度茂原市特別会計農業集落排水事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ274万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2064万8000円にするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今回の災害に係る緊急対応業務の委託先はどこか」との質疑に対し、「委託先は、有限会社日の出商会と株式会社コハラエンジニアリングの2社である」との答弁がありました。

次に、「今回の繰越明許費について、入札が不調だったとのことだが、その理由は」との質疑に対し、「入札不調の理由については、機器類の納品期間が遅延している状況と、本市では、4000万円以上の工事については、監理技術者の常駐が要件となっており、監理技術者不足の状況も合わさって、不調になったと考えられる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第4号「令和5年度茂原市下水道事業会計補正予算（第3号）」について申し上げます。

本案は、下水道事業費用に538万4000円を、資本的支出に185万4000円をそれぞれ追加するものであります。

審査の過程において、「一般質問の際に、今回の災害による復旧に要する費用について、概算で約15億円と伺ったが」との質疑に対し、「本議案の債務負担行為13億3000万円と報告第2号の下水道事業費用の特別損失約1億9600万円を合わせたものが、今回の災害による復旧に要する費用である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第4号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第5号「茂原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について」、議案第6号「茂原市農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」並びに議案第14号「茂原市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。これら3件の議案は、関連があるため、一括して審査を行いました。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「公営企業会計に移行した場合、剰余金の扱いはどうなるのか」との質疑に対し、「剰余金については、議会の議決を経なければならないとされているが、今回の議案第6号の条例に基づき、課内の事務で処理できるようになる」との答弁がありました。

次に、「公営企業会計への移行について、下水道事業会計を例に説明すれば、より理解しやすいと思うのだが」との質疑に対し、「それについては、現在委託業務を出しており、次の定例会の際に説明させていただく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号、議案第6号並びに議案第14号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第18号「茂原市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「周囲に影響を及ぼす管理不全の空き家は、本市では、どの程度あるのか」との質疑に対し、「住民からの苦情や相談から、令和3年度の実数として655件、対象の空き家がある」との答弁がありました。

次に、「特別措置法の一部改正の内容は」との質疑に対し、「管理不全空き家は周囲に影響を及ぼすため、固定資産税に関する住宅用地特例の解除など、空き家の適正な管理を強化するものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第18号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第3号「内水排水ポンプの常設設置に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「県の検証委員会の結果は出ていないが、午前8時頃には大芝地域において冠水したとのことだが、その要因としては、内水によるものが大きいと考えてよいのか」との質疑に対し、「最終的には、県の検証委員会の結果を待つ必要があるが、要因としては、大芝調整池の樋管改修が完了していないことやJDI職員駐車場付近の土のうが7メートルにわたり高さが不足していた箇所をはじめ、この大芝地区に関係する一宮川本川で6箇所ほどの不備があり、そういったところからも外水が流れ込んだことも大きく影響を及ぼしたものとする」との答弁がありました。

次に、「大芝調整池から一宮川に流せる排水容量は、県と協議して決めているのか」との質

疑に対し、「この流域の排水量については、協議の中で県から指導があり、調整池の樋管から流れる排水量は毎秒5.66立方メートルまでとされている。なお、今回の水害を受け、知事に対し、河川整備計画の抜本の見直しを要望している」との答弁がありました。

次に、「調整池内の水位が上がってきたときに、緊急対策として仮設ポンプの設置を検討しているとのことだが、仮設であれば、一宮川本川に毎秒5.66立方メートル以上の排水が可能なのか」との質疑に対し、「仮設ポンプであれば、計画高水位に達するまでの間、排水が可能である」との答弁がありました。

また、全委員より「本陳情は、常設の排水ポンプ設置を求めているが、排水ポンプ設置にあたっては、地域住民のことを考え、より被害の軽減が図れる仮設の排水ポンプ設置を検討されたい」との附帯意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第3号は、全員異議なく採択することと決定しました。

次に、陳情第4号「浸水被害防止対策（輪中堤及び嵩上げ等）に係る補助制度の創設についての陳情」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「平成25年に補助制度があったと思うが、制度の申請はどの程度あったのか」との質疑に対し、「申請件数は14件あり、内訳は嵩上げが3件、盛土が5件、エアコンの室外機等の嵩上げが3件、駐車場の嵩上げが2件、ブロック塀については3件申請があった。なお、止水板は申請がなかった」との答弁がありました。

次に、「補助金の上限などはあったのか」との質疑に対し、「嵩上げ工事及び盛土工事については、限度額50万円、補助率10分の1。エアコンの嵩上げなどの浸水防止施設工事については、限度額30万円、補助率2分の1である」との答弁がありました。

次に、「申請件数14件のうち、令和元年は9件、令和5年は7件被災されたとのことだが、嵩上げや盛土の工事したところの被害は」との質疑に対し、「物件ごとによって違うが、40センチから一番高いところでは1メートル盛っているところもあり、50センチ以上盛ったところでも床上浸水になったところもあった。なお、1メートル盛ったところは2件とも床上浸水にはならなかった」との答弁がありました。

また、委員より「全国的に茂原市は水害のまちというイメージが付いている。補助制度を創設することによって、イメージを払拭する必要がある」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第4号は、全員異議なく採択することと決定し

ました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますよう、お願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（金坂道人君） 次に、各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

ここで申し上げます。

間もなく5時になりますので、あらかじめ延刻いたします。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

（19番 平ゆき子君登壇）

○19番（平ゆき子君） 日本共産党の平ゆき子でございます。反対討論を行います。

反対する案件は、認定案第1号「令和4年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」、認定案第2号「令和4年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」、認定案第5号「令和4年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」、認定案第6号「令和4年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」、議案第7号「茂原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第8号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第9号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第10号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第15号「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第16号「茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第17号「茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に反対し、その理由を述べてまいります。

初めに、認定案第1号、令和4年度茂原市一般会計決算について述べます。

令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響は回復の兆しが見えるものの、ロシアによるウクライナ侵略は国際情勢の不安定化を招き、世界経済に大打撃を与えました。さらに、円安、物価高騰により厳しい経済状況の中、茂原市においても市民生活に多大な影響を与えるとともに、市内企業及び飲食店などの経済活動にも影響を与えました。

令和4年度一般会計の決算では、地方交付税の増があったものの、市税が減少し、依然厳し

い財政状況です。歳出では公債費や扶助費が大きく伸び、その中で、老朽化の進む公共施設の維持対応、河川改修や内水対策関連事業など災害対応や市民体育館のメインアリーナへの空調設備、学童クラブ整備の拡充、産前産後の母親へのきめ細かな対応、ごみ袋の支給など、市民要望に応えた事業に対しては評価するものです。

一方、災害対策や新型コロナウイルス感染症対策では、その最前線で業務を遂行する職員は会計年度職員等の非正規化が進み、圧倒的に不足していると言わざるを得ません。災害が多発する中、正規職員削減の流れから、住民の安心安全確保に直結するマンパワーの充実へと転換することが急務です。

また、子育て支援の柱ともいえる子どもの医療費助成事業の年齢拡充には依然として答えておらず、公立保育所の会計年度任用職員の保育士への処遇改善、子どもや市民への交通安全に必要な歩道整備も進まず、切実な市民要望に背を向けた決算と言わざるを得ません。特に住民の合意の得られない学校再編推進事業が計上されている本決算には反対するものです。

次に、認定案第2号、令和4年度茂原市国民健康保険事業費決算について述べます。

かつては農家と自営業者の保険であった国保は、今では無職と非正規の保険になったと言えます。加入者の構成が劇的に変わる中で、加入世帯の平均所得は大きく減りました。国保加入世帯の平均所得は、1990年度は240万5000円でしたが、2020年度では136万円となり、30年間で約100万円以上も減少しました。滞納が増えるのは当然です。この30年の間には、後期高齢者医療制度の導入により、2008年度国保から75歳以上の低年金・低所得者が大幅に離脱するという制度の変更もありました。にもかかわらず加入世帯の平均所得が減り続けている事実、加入者の貧困化の深刻さが表れています。

国保税には事業主負担がなく、被保険者の人数に応じてかかる均等割など、憲法にない賦課の仕組みがあるため、もともとほかの医療保険より負担が重くなる傾向がありましたが、この間、国保に対する国の責任後退と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が一体に進む中で、国保税の高騰が止まらなくなりました。本市の国保税は法定外繰入れを行っていないことから、国保の都道府県化の下では、県の保険税率から見ると高いレベルではないとのこと。さらに、市担当の努力もあり、引上げを行う自治体が多い中で、引き下げた経緯もありました。この点では評価できますが、国保税の負担軽減は不十分です。

国保は憲法が保障する社会保障制度であり、国保税の引下げは喫緊の課題です。国県の支援はもとより、払えない医療費の窓口負担に対する国保法第44条減免、市長が認める第77条減免などの減免の拡充が必要です。さらに、加入者の半数以上の世帯が法定内減免を受けているこ

とは、いかに負担が重いかを表しており、一般会計からの繰入れで負担を軽減すべきです。

国からの財政投入、市独自の軽減策を強く求めまして、本案件に反対するものです。

認定案第5号、令和4年度茂原市介護保険事業費決算について述べます。

政府は2020年介護保険の改定に向けて、2022年に利用料の引上げや介護サービス削減等が検討課題として示されました。見直しの具体的項目として、サービスの利用料の2割負担、3割負担の対象者拡大、介護・要介護度1・2の訪問通所介護の保険外し、ケアプラン作成の有料化、老健施設などの多床室、相部屋の部屋代有料化などを掲げています。これらが実施されれば、コロナ禍で疲弊し物価高騰に苦しむ高齢者や家族にはさらなる負担を強いられ、必要な介護を受けられなくなる人も続発しかねません。いざというときに使えない制度との不信感を高め、制度の存続基盤を危うくするものです。必要な介護が保障される介護制度へと転換させることが必要であることを主張いたしまして、本案件に反対するものです。

認定案第6号、令和4年度茂原市後期高齢者医療事業費決算について述べます。

75歳以上の後期高齢者医療制度の窓口負担は、2008年の制度開始以来、1割が原則です。収入に限られ、病気やけがの頻度が多い高齢者にとって、1割負担も決して軽いものではありません。ところが、2020年10月から、住民税課税所得が28万円以上で、単身者で年収200万円以上、夫婦で年収320万円以上などに該当する人の窓口負担が1割から2割負担へと2倍に引き上げられました。対象は75歳以上の高齢者1815万人の20%に当たる370万人です。2割負担導入による医療給付費削減の総額は1880億円で、負担増の対象となった370万人の1人当たりの負担増は年5万円を超えます。ここには、負担増の影響で通院を減らすことによる給付削減分も含まれています。

政府は、必要な受診が抑制されることはないと説明をしてきました。厚生労働省が制度改変後に行った追跡調査によれば、昨年10月、窓口負担を2割に引き上げられた人の受診日数は減り、その後も1割負担の人よりも低い水準が続いています。日本共産党、宮本 徹議員が2023年10月30日の衆議院予算委員会でこの事実を取り上げ、指摘をし、受診抑制が起こっていることが明らかとなりました。

政府は、この制度改変によって現役世代の負担が減ると言っていますが、今回の負担増、給付削減による現役世代の保険料の減少額は、被保険者1人当たり月60円、年700円。けんぽなどの被用者保険の場合、保険料は労使折半なので、労働者本人の保険料の軽減は月30円にすぎません。その一方で、今回の制度改変で最も負担が減るのは公費です。その額は980億円に上ります。後期高齢者医療制度への2割負担導入は、まさに国の社会保障予算を削減するための

改悪だったと言えます。

医療費の窓口負担の2倍化は、対象となった高齢者にとって、物価高騰、年金削減と合わせた三重苦となって生活と健康を脅かしています。さらに、75歳以上の医療保険料も改定のたび上昇しています。高齢者も若者も国民の負担は限界です。コロナ禍で大もうけをしている大企業や富裕層に応分の負担を求め、社会保障財源を拡充し、国民が安心できる医療の制度にすることが急務です。

かつて老人医療費で45%を占めていた国庫負担割合を35%に引き下げ、現役世代の保険料負担に肩代わりをさせた制度改悪が問題の根本にあります。この仕組みを改め、国庫負担を抜本的に増額し、差別と負担増のこの制度を廃止して、少なくとも元の老人保健制度に戻すべきです。

このような内容の本案件には賛成できません。

次に、議案第7号「茂原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」述べます。

この案件は、マイナンバーカードを携帯せず、スマートフォン1つでコンビニで印鑑証明書等を取得できるようになり、利用者にとって大変便利になるとの説明がありました。しかし、その本体のマイナンバーカードは、多方面でのトラブルが続出。個人情報の漏えいなど重大な問題が起きています。

マイナンバー制度は、医療、年金、介護など行政サービスの全てと個人の金融口座、資産をひもづけて国が管理することによって、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴税強化、給付削減を押しつけるためでした。2000年以降、日本経団連が、各人が納めた税・保険料額と社会保障として給付された額を比較できるようにし、この人は負担に比べ給付が厚過ぎるなどとして、医療、介護、福祉などの給付減、負担増を度々提言してきました。負担に見合った給付の名で社会保障の給付を抑制し、国の財政負担、大企業の税・保険料負担を削減していくことがマイナンバー制度を導入した政府、財界の最大の狙いです。大量の個人情報をビジネスに利用しようとする特定企業の利益を後押しする動きが加速しています。

安倍政権以来、政府は個人情報保護法を改悪し、保護規定を弱め、逆に個人情報の利活用を拡大してきました。こうした内容のマイナンバー制度を利用した個人情報ビジネスでの特定企業の利益拡大をデジタル化による成長戦略に位置づける政治が、国民の不安と不信を広げたマイナンバーカードの混乱の根本にあります。デジタル化やIT利用を推進する上でも、個人情報保護など、国民が安心して利用できることが大前提です。こうした事態は、マイナンバー制度の根本からの再検討を求めています。廃止を含めた白紙からの見直しを国民的な議論で行う

ことを日本共産党は主張しています。

以上のことから、本条例改正には到底賛成できません。

次に、議案第8号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第9号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第10号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、関連していますので、一括して述べさせていただきます。

この条例改正は千葉県人事院勧告に基づき、若年層を中心に暫定再任用職員、さらに会計年度任用職員を含む全ての職員が引上げ対象となります。内容は、給与表の改定及び勤勉手当0.1か月分の増となっています。給与月額については、級・号級により1000円から1万2000円の引上げで、期末勤勉手当の改定を含むと平均で約5万3000円の増が見込まれるとのこと。これらによる影響額としては約1億149万5000円の増が見込まれ、さらに、会計年度任用職員分としては約7500万円の増との説明です。この給与増は市職員とその家族の生活に直接・間接的な消費拡大に影響を及ぼすとともに、市職員のモチベーションにも良い影響を与えるものと考えます。一方、議員は、一般職員における勤勉手当の改定に準じた期末手当の改正として、1人当たりの引上げ額は、議長が5万8200円、副議長が5万2200円、議員が4万8600円、全体で93万6600円の増とのこと。また、特別職の市長の期末手当の引上げ額は10万8000円、副市長は9万3000円の増となり、さらに、教育長は8万4000円の増とのこと。

物価高騰の中、多くの中小零細企業が倒産、廃業の瀬戸際です。加えて、年金の引下げや高齢者の医療費窓口負担の引上げや介護保険料の引上げと、住民の暮らしや経済が逼迫している中、一般職員の給与、期末手当の増に対しては、自治体職員の生活費として反対するものではありません。しかし、議員及び特別職の期末手当の増額に対しては、市民感情と相入れないものと考え、反対するものです。

議案第15号「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」述べます。

中央公民館の老朽化等により利用者の安全確保が困難になったことを理由に、今年度末に廃止にしたいとの報告がありました。公民館には、社会教育法により、社会教育に関する地方団体の責務を明らかにすることを定義づけし、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため、必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとするなど、公民館の機能、役割を地域住民に保障する責務を果たしていることがうたわれています。地域住民に学習の拠点とし学びや交流の場を提供する大切な施設であり、こうした役割、機能を担う公民館を提供

していく責任が市にあるということです。

廃止に至るまで、庁内関係各課と施設の方向性について協議したとの説明を受けましたが、廃止ありきの選択だったと思わざるを得ません。それは、利用者への説明で、今後は利用できなくなるのでほかの施設を利用していただきたいと言われ、渋々承知した等の話を伺ったときに確信いたしました。また、廃止やむなしというのであれば、早急な代替施設が必要です。この点に対しても、茂原市民会館建設基本計画の中で、公民館機能を有した複合施設の計画があると、いつ実現できるか分からない不確定な計画を答弁するなど、不誠実な態度にほかなりません。

こうした内容の本案件に反対するものです。

次に、議案第16号「茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第17号「茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、それぞれ施設の使用料引上げに関する内容ということで、一括して述べさせていただきます。

市民体育館と東部台文化会館の体育センターは、令和3年から5年度にかけ、熱中症予防を目的に冷暖房施設を設置し、快適なスポーツ環境等の提供が可能となったものの、空調機の稼働等により、維持管理費の増加が見込まれること、さらに、市民体育館では開館、昭和57年以来、また東部台文化会館の体育センターでは平成18年度から根本的な使用料の見直しを行っていないことを理由に、使用料の引上げを求める案件です。

見直しでは、市民体育館では、大体育室で現行の一般使用料1800円を3000円に、高校生1200円を2000円に、中学生以下890円を1500円にと、1.7倍の負担増です。東部台文化会館体育センターで、現行の使用料は2時間1100円を1800円に、1時間の延長料金550円を900円と、こちらも1.7倍の負担増を示しています。さらに、県内ほか施設の使用料平均額と比較すると、2つの施設とも2倍以上の乖離が見られるが、利用者の急激な負担増を考慮し、今後定期的に使用料の見直しを行うとして、さらなる負担増が提示されました。

使用料の値上げの施設は、茂原市でも数少ないスポーツ施設です。近年ようやく大規模改修や冷暖房設置等で快適な環境整備が図られました。しかし、それがすぐ市民の負担増につながることは賛成できません。特に、子どもたちの使用料も同時に値上げとなっています。住民生活が物価高騰で困難になっている中、財政が厳しいからと市民負担増を強いるのではなく、財政調整基金を取り崩すなどで対応すべきと考え、本案件に反対するものです。

以上述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（金坂道人君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、継続審査となっております案件について採決します。

まず、認定案について採決します。

認定案第1号「令和4年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、認定案第1号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第2号「令和4年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、認定案第2号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第5号「令和4年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、認定案第5号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第6号「令和4年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、認定案第6号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、他の認定案について一括採決します。

認定案第3号から第4号並びに第7号については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、認定案第3号から第4号並びに第7号については、いずれも原案のとおり認定することと決定しました。

次に、請願について採決します。

請願第3号「市道3級2112号線拡幅工事に関する請願」については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、請願第3号については採択することと決定しました。

次に、今定例会に付議されました議案について採決します。

まず、報告について採決します。

報告第1号から第4号までについては、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、報告第1号から第4号までは、いずれも承認することと決定しました。

次に、議案について採決します。

まず、議案第7号「茂原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第19号は同意されました。

次に、議案第20号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがって、議案第20号は適任と認めることとされました。

次に、他の議案については、一括採決とします。

議案第1号から第6号、第11号から第14号、第18号並びに第21号から第22号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、議案第1号から第6号、第11号から第14号、第18号並びに第21号から第22号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情について採決します。

今定例会に付議されました案件は、陳情2件であります。

陳情については、一括採決します。

陳情第3号から第4号については、委員長報告のとおり採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、陳情第3号から第4号については、いずれも採決することと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

所管事務調査のための委員派遣の件

○議長(金坂道人君) 次に、議事日程第4「所管事務調査のための委員派遣の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員会、教育福祉委員会、建設経済委員会の各委員長から、会議規則第106条の規定により、閉会中の所管事務調査のため、委員を派遣したい旨の要求書が提出されました。

お諮りします。

各委員長からの要求について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、承認することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

ここでお諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案第22号の上程説明並びに質疑後委員会付託
2. 特別委員会中間報告の件
3. 議案並びに請願・陳情の総括審議
4. 所管事務調査のための委員派遣の件

○出席議員

議長 金坂道人君

副議長 田畑毅君

1番	御園敏之君	2番	工藤孝弘君
3番	河野英美君	4番	横堀喜一郎君
5番	河野健市君	6番	高山佳久君
8番	石毛隆夫君	9番	岡沢与志隆君
11番	杉浦康一君	12番	小久保ともこ君
16番	中山和夫君	17番	細谷菜穂子君
18番	鈴木敏文君	19番	平ゆき子君
20番	ますだよしお君	22番	常泉健一君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	豊田正斗君
教育長	内田達也君	理事	鈴木祐一君
総務部長	渡邊正統君	企画財政部長	佐久間尉介君
市民部長	中田喜一郎君	福祉部長	平井仁君
経済環境部長	飯尾克彦君	都市建設部長	渡辺修一君
教育部長	中村一之君	総務部次長 (総務課長事務取扱)	菅谷直博君
企画財政部次長 (企画政策課長事務取扱)	佐久間栄一君	市民部次長 (生活課長事務取扱)	飯島博美君
福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	鬼島啓太君	経済環境部次長 (農政課長事務取扱)	小高一宏君
都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱)	白井高君	都市建設部次長 (建築課長事務取扱)	高橋啓一君
教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	白井康史君	職員課長	神馬幹夫君
財政課長	安田博彦君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事務局長	宮本弘美
局長補佐	東間一博
議事係長	金綱邦彦

○議長（金坂道人君） これをもって、令和5年茂原市議会12月定例会を閉会といたします。
長期間にわたる審議、誠に御苦労さまでした。

午後5時31分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年2月2日

茂原市議会議長 金 坂 道 人

茂原市議会副議長 田 畑 毅

茂原市議会議員 石 毛 隆 夫

茂原市議会議員 岡 沢 与 志 隆